

令和2年度

財政援助団体監査報告書

野川地域センター運営協議会
上和泉地域センター運営協議会

市民生活部 地域活性課

狛江市監査委員

令和2年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査

第2 監査の範囲

平成31年度及び令和2年4月1日から9月30日までの事務事業の執行状況

第3 監査の対象

団体 野川地域センター運営協議会・上和泉地域センター運営協議会
所管課 市民生活部地域活性課

第4 監査の期間

令和2年9月17日から12月23日まで
[監査の実施日：令和2年11月26日]

第5 監査の主眼及び実施内容

監査に当たっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第6 団体の概要

1 野川地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市西野川一丁目6番9号

(2) 目的

野川地域センターを有効適切に活用し、利用者同士の連帯と責任のもとに、センターを自主運営し、コミュニティ活動をとおして、よりよい地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① センターの管理運営に関すること。
- ② センター利用者間及びセンター利用者と地域住民の情報交換、交流並び親睦に関すること。
- ③ その他、必要と認めたこと。

(4) 役員等

会長	1人
副会長	2人
部長	3人
会計	2人
監事	2人

(5) 組織

この運営協議会は役員10名、部員20名、事務局職員（事務局長1名、事務職員1名、事務補助職員4名）及び委託従事者4名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成31年度	令和2年度
4月期	5,828,600	6,619,000
7月期	1,547,000	2,937,000
10月期	3,867,000	3,926,000
1月期	1,544,400	—
交付確定額	12,787,000	—
返還金額	796,966	—

2 上和泉地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目7番51号

(2) 目的

上和泉地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、よりよい地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① コミュニティ活動に関すること。
- ② センターの管理運営に関すること。
- ③ その他協議会が必要と認めたこと。

(4) 役員等

会 長	1 人
副会長	2 人
部 長	3 人
会 計	2 人
監 事	2 人

(5) 組織

この運営協議会は役員 10 名、部員 22 名、事務局職員（事務局長 1 名、事務職員 1 名、事務補助職員 5 名）及び委託従事者 8 名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成 31 年度	令和 2 年度
4 月 期	6,950,850	7,692,750
7 月 期	3,539,250	3,571,750
10 月 期	4,460,850	4,516,750
1 月 期	3,537,050	—
交付確定額	18,488,000	—
返 還 金 額	995,399	—

第7 監査の結果

野川地域センター運営協議会・上和泉地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる

地域センターは、新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とし、市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため設置された。野川地域センターは昭和51年7月に開館、平成10年に建て替え後、平成31年度に大規模改修されている。上和泉地域センターは昭和52年7月に開館、平成24年度に大規模改修されている。

地域センターの管理運営は、平成4年度から地域住民が組織する地域センター運営協議会と狛江市が協定を締結し、地域センター運営協議会による管理運営となった。地域センター運営協議会は、それぞれの地域の町会、自治会、利用団体等から選出された委員により構成され、地域センターを有効適切に活用しコミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とし、管理や事業の実施などすべて自主運営により行っている。地域活動の中心となってコミュニティづくりを目指した事業を行うことで、さらなる多様なふれあいの輪を広げていくことが主な役割である。

各地域センター運営協議会においては、センターまつり、料理教室、ふるさと友好都市との交流会、コミュニティ誌の発行、子どもを対象とした行事等多彩な事業やイベントの開催に取り組み、市民一人ひとりの交流を大切にすコミュニティ活動を通して、明るく生き生きとした地域社会の実現に努められている。

今後とも、コミュニティ活動を礎として、より良い地域社会をつくるために、主体的な活動に地域全体で取り組み、また、狛江市に愛着が持てるよう、地域の特色を生かした活動や、地域の課題を解決する活動などを目指すよう願うものである。

なお、野川地域センター運営協議会、上和泉地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課については、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。以下、改善、検討を要する事項を述べる。

1 助成金の清算について

昨年度実施した財政援助団体監査において、地域センター自主運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、助成金の取扱いについては適正な運用を行うよう指摘したところである。そのことから、改善に向け取り組んでいるところではあるが、再度、協定書の内容や各地域センター運営協議会の予算等の状況も確認し、適正な運用ができるよう整理をお願いする。

2 事務処理について

各地域センターとは協定書を取り交わし、事業を実施しているところである。しかしながら、その事業の中における事務処理について、一部確認不足や誤処理等が見受けられたことから、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

3 事業の適正な運用について

地域センターの設置は、「狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例」及び「狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則」により進められているところである。事業の実施にあたり、再度、条例や規則、協定書、各地域センターの会則等の内容や事務処理等の状況を精査し、整合性を図った上で適正な運用に努められたい。